

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 5 平	和 年 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分
(製造業)											
生産用機械器具製造業		35		8.2	47	319	462	496	512		
	金属加工機械製造業	36	金属工作機械、金属加工機械、金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品（金型を除く）及び機械工具（粉末や金業を除く）の製造を行うもの	6.0	33	301	278	285	281		
	その他の生産用機械器具製造業	37	生産用機械器具製造業のうち、36に該当するもの以外のもの	8.8	51	324	513	554	575		
業務用機械器具製造業		38	業務用及びサービスの生産に供される機械器具の製造を行うもの	8.9	49	373	536	566	591		
電子部品・デバイス・電子回路製造業		39		6.7	46	319	417	443	450		
	電子部品製造業	40	抵抗器、コンデンサ、変成器及び複合部品の製造、音響部品、磁気ヘッド及び小形モータの製造並びにコネクタ、スイッチ及びリレーの製造を行うもの	7.2	45	362	414	458	471		
	電子回路製造業	41	電子回路基板及び電子回路実装基板の製造を行うもの	2.4	23	157	177	201	205		
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	42	電子部品・デバイス・電子回路製造業のうち、40及び41に該当するもの以外のもの	7.8	55	345	499	514	518		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているもので、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				6 年														
				1 月 分														
(製造業)																		
生産用機械器具製造業		35	546 436	590 444	634 453	640 463												
金属加工機械製造業		36	294 273	293 273	303 274	304 275												
その他の生産用機械器具製造業		37	615 481	671 490	725 502	732 514												
業務用機械器具製造業		38	649 490	708 501	723 514	678 525												
電子部品・デバイス・電子回路製造業		39	472 398	488 402	490 407	475 412												
電子部品製造業		40	497 398	520 404	513 411	505 417												
電子回路製造業		41	214 165	221 168	219 170	219 173												
その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		42	542 476	556 480	564 484	541 488												